

商品概要説明書

株式会社鹿児島銀行

2025年5月1日現在

1. 商品名	外貨普通預金
2. 商品の概要	外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
3. 預金保険	預金保険の対象外です。
4. 販売対象	個人(原則として 18 歳以上の方)および法人のお客さま
5. 期間	期間の定めはありません。
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 最低預入額 (4) 預入単位	・ 随時お預け入れいただけます。 ・ 原則として米ドル、豪ドル、ユーロ (上記通貨以外については、店頭にてお問い合わせください。) ・ 1 通貨単位 ・ 1 補助通貨単位まで預け入れ可能。
7. 払戻方法	随時払い戻します。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 当行所定の利率を適用します。マーケット環境などにより見直しをすることがあります。 ・ 利率については、窓口にお問い合わせください。(米ドル、豪ドル、ユーロの利率は当行ホームページ (http://www.kagin.co.jp/) でもご確認ください。) ・ 毎年 2 月と 8 月の第 2 日曜日の翌営業日にお支払いいたします。 ・ 付利単位を 1 通貨単位とし、1 年を 365 日とする日割計算。
9. 税金	・ 利息について 「個人のお客さま」…20% (国税 15%、地方税 5%) の源泉分離課税となります。ただし、2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日の間にお受け取りになるお利息には、「復興特別所得税」0.315% が付加され、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります。マル優の対象とはなりません。 「法人のお客さま」…一律 15%が総合課税されます。ただし、2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日の間にお受け取りになるお利息には、「復興特別所得税」0.315%が付加され、15.315%となります。源泉徴収された利子所得税額は、当該事業年度の法人税納付の際、税額控除されます。 ・ 為替差損益について 「個人のお客さま」…為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税対象となります。ただし、年収が 2,000 万円以下の給与所得者で、差益を含めて給与以外の所得が年 20 万円以下であれば申告不要です。為替差損は、他に雑所得がある場合には雑所得の範囲内に限り差引計算できます。 「法人のお客さま」…営業外損益として認識され、法人税確定申告額に含まれます。 ・ 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士などにご相談くださいますようお願い申し上げます。



10. 外貨預金の預け入れと払い出しに関わる手数料および適用相場	・円貨で預け入れする場合は、預入時の当行所定の電信売相場(T T S)を適用します。 ・円貨で払い出す場合は、払出時の当行所定の電信買相場(T T B)を適用します。 ※預入時に適用するT T Sと払出時に適用するT T Bには米ドルの場合2円、豪ドルの場合4円、ユーロの場合3円の差があり、お客さまのご負担となります。 なお、T T SとT T Bは為替相場の変動に伴って変わります。 (米ドル、豪ドル、ユーロ以外の通貨の手数料は異なりますので、店頭にてご確認ください。) ・米ドル外貨現金で払い出す場合は、キャッシングフィー(1米ドルにつき3円、最低手数料1,500円)をいただきます。 ・豪ドル外貨現金で払い出す場合は、キャッシングフィー(1豪ドルにつき11円、最低手数料1,500円)をいただきます。 ・ユーロ外貨現金で払い出す場合は、キャッシングフィー(1ユーロにつき4.0円、最低手数料1,500円)をいただきます。 (米ドル、豪ドル、ユーロ以外の通貨の手数料は異なりますので、店頭にてご確認ください。) ・外国送金で払い出す場合は、仕向送金手数料最大7,500円およびリフティングチャージ(払出金額×1/20%×T T S、最低手数料1,500円)をいただきます。 ・到着した外国送金で預け入れする場合は、被仕向送金手数料1,000円とリフティングチャージ(預入金額×1/20%×T T S、最低手数料1,500円)をいただきます。 ※上記の手数料には消費税はかかりません。 ※お取り扱いできない店舗もございますので、窓口でご確認ください。
11. 付加できる特約事項	ございません。
12. 為替リスク	円貨で払い出す場合、円ベースで元本割れの可能性があります。つまり、払出時の為替相場(T T B)が預入時の為替相場(T T S)より円高になった場合は、受取円貨額が預入円貨額を下回るリスクがあります。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. 対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
15. その他参考となる事項	・この預金は、入金、出金、解約とも口座開設店に限りお取り扱いします。 ・一部お取り扱いできない支店・出張所がございます。営業店窓口にお問い合わせください。 ・お取引金額が10万米ドル相当額以上の場合、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。 ・為替相場の急激な変動によりお取り扱いを中断する場合があります。 ・外貨現金を代り金とした外貨(NON-EXCHANGE)取引での預け入れはできません。 ・T/C(トラベラーズチェック)を代り金とした外貨(NON-EXCHANGE)取引のお取り扱いはできません。

